

日時：令和2年1月31日（金）13：30～  
場所：飯塚市役所本庁2階 多目的ホール

令和元年度第3回飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について
- (2) 国民健康保険税の改正について
- (3) 令和元年度特定健康診査等の実績見込について
- (4) その他

3 閉 会

令和元年度 第3回  
飯塚市国民健康保険事業の運営  
に関する協議会  
資料

- (1) 令和元年度国民健康保険特別会計決算見込(資料1)
- (2) 国民健康保険税率改定に関する試算資料 (平成30年度、令和元年度)(資料2)
- (3) 国民健康保険税率改定に関する試算資料 (令和2年度、3年度)(資料3)
- (4) 答申書(案)(資料4)
- (5) 令和元年度 特定健康診査等の実績見込(資料5)

日時: 令和2年1月31日(水)13:30~

場所: 飯塚市役所 本庁 2階 多目的ホール

単位：千円

## 令和元年度国保会計決算見込み

資料 1

【国民健康保険税】

○一般被保険者	現年	1,917,990
	滞繰	138,754
○退職被保険者	現年	1,168
	滞繰	1,220

【県支出金】

○普通交付金	9,826,765
○特別交付金	
・保険者努力支援	44,138
・特別調整交付金	168,504
・県繰入金	21,280
・特定健診等負担金	51,758
・保健事業費補助金	11,228

【一般会計繰入金】

○保険基盤安定事業	794,326
○助産費等	37,240
○財政安定化支援	248,554
○療給等国県負担減額	63,250
○職員給与費等	253,295

【その他】

○前年度繰越金	418,851
○諸収入等	57,716

<b>歳入</b>	
	<b>14,056,037</b>
<b>13,776,643</b>	
国民健康保険税	2,059,132 2,031,193 差引 27,939
県支出金	10,123,673 10,222,028 差引 △98,355
繰入金	1,396,665 1,431,398 差引 △34,733
その他	476,567 92,024 差引 384,543

上段：決算見込  
下段：当初予算

<b>歳出</b>	
	<b>13,901,410</b>
<b>13,776,643</b>	
国民健康保険事業費納付金	3,463,159 3,419,798 差引 43,361
保険給付費	9,933,358 9,935,757 差引 △2,399
保健事業費	124,265 127,846 差引 △3,581
総務費	254,873 259,506 差引 △4,633
その他	125,755 33,736 差引 92,019

### 福岡県国保特別会計に納付

【保険給付費】

○療養諸費	一般	8,486,080
	退職	14,401
○高額療養費	一般	1,335,882
	退職	16,518
○その他の給付		
・出産育児一時金		55,860
・葬祭費		5,700
○審査支払手数料		18,917

【保健事業費】

○特定健康診査事業費	109,959
○はり・きゅう施術費	2,927
○ヘルスアップ事業費	11,379

【総務費】

○総務管理費	244,300
○徴税費	10,107
○運営協議会費	466

【その他】

○基金積立金	5,214
○療養給付費等返還金	93,831
○保険税還付金	17,040
○予備費	9,670

### 【概要】

- 歳入14,056,037千円 - 歳出13,901,410千円 = ①154,627千円
- 歳出：その他 92,019千円 増・・・前年度の超過交付額(療養給付費等返還金93,831千円)が確定したものの。
- 歳入：県支出金 98,355千円 減・・・県繰入金が大幅に減少(△110,620千円)したものの。 その他 384,543千円 増・・・前年度繰越金を計上(418,851千円)したものの。
- 前年度繰越金 418,851千円 - 前年度の超過交付額(療養給付費等返還金) 93,831千円 - ①154,627千円 = 170,393千円 ⇒ 単年度収支における赤字額
- 次年度繰越金(予定) ①154,627千円 + 基金積立金5,214千円 = 159,841千円

国民健康保険税率改定に関する試算資料 (平成30年度：決算 令和元年度：決算見込)

(単位：千円)

		税率改定時試算 (平成29年度当時)	決算又は決算見込	備考
平成30年度	歳出	13,233,043	13,215,387	基金積立金及び返還金を除く。
	国民健康保険事業費納付金	3,333,837	3,281,323	
	保健事業費ほか	508,249	435,326	保健事業費、その他給付(葬祭費、出産育児一時金等)、審査支払手数料ほか
	保険給付費	9,390,957	9,498,738	一般療養諸費、退職療養諸費、高額療養費、移送費
	歳入	13,351,981	13,634,238	繰越金は除く。
	国民健康保険税	2,082,762	2,115,225	
	公費等	1,878,262	1,949,142	
	保険給付費等交付金 (普通交付金)	9,390,957	9,569,871	保険給付費(概算払いにつき超過交付あり)
	収支(歳入-歳出)	118,938	418,851	①
	超過交付額(翌年度精算)		93,831	②
単年度収支	118,938	325,020	③=①-②	
令和元年度	歳出	13,614,787	13,807,579	基金積立金及び返還金を除く。
	国民健康保険事業費納付金	3,433,852	3,463,159	過年度精算分として21,667千円を含む。
	保健事業費ほか	508,249	491,539	保健事業費、その他給付(葬祭費、出産育児一時金等)、審査支払手数料ほか
	保険給付費	9,672,686	9,852,881	一般療養諸費、退職療養諸費、高額療養費、移送費
	歳入	13,512,899	13,637,186	繰越金は除く。
	国民健康保険税	2,019,238	2,059,132	
	公費等	1,820,975	1,751,289	
	保険給付費等交付金 (普通交付金)	9,672,686	9,826,765	保険給付費 - 返納金
	収支(歳出-歳入)	△ 101,888	△ 170,393	④
	単年度収支	△ 101,888	△ 170,393	
令和元年度超過交付分			⑤	
2年間の決算見込み(決算剰余金)計	17,050	154,627	③+④-⑤	

平成30年度国民健康保険特別会計 (単位:円)

		入					
		現計	予算	決算	差引額	備考	
1 国民健康保険税	一般	現年	医療給付費	1,249,389,000	1,280,156,259	30,767,259	93.62%
			支援分	490,458,000	502,244,574	11,786,574	93.71%
			介護納付金	168,385,000	172,870,438	4,485,438	91.54%
		繰越	医療給付費	92,626,000	102,348,317	9,722,317	15.07%
			支援分	27,870,000	29,179,637	1,309,637	16.39%
			介護納付金	14,229,000	14,740,714	511,714	14.58%
	小計		2,042,957,000	2,101,539,939	58,582,939		
	退職	現年	医療給付費	3,801,000	6,026,223	2,225,223	97.76%
			支援分	1,476,000	2,348,687	872,687	97.78%
			介護納付金	1,053,000	2,134,284	1,081,284	97.73%
		繰越	医療給付費	1,681,000	1,965,773	284,773	19.75%
			支援分	454,000	585,107	131,107	23.51%
			介護納付金	491,000	625,559	134,559	22.95%
	小計		8,956,000	13,685,633	4,729,633		
	計		2,051,913,000	2,115,225,572	63,312,572		
2 使用料及び手数料	納税証明手数料				0		
	督促手数料	2,301,000	2,168,649		△ 132,351		
計		2,301,000	2,168,649		△ 132,351		
3 県支出金	県補助金	保険給付費等交付金	普通交付金	9,980,196,000	9,569,870,641	△ 410,325,359	
			特別交付金	60,635,000	40,821,000	△ 19,814,000	
		保健事業費補助金	保険者努力支援分	143,163,000	169,672,000	26,509,000	
			特別調整交付金分	131,900,000	160,254,000	28,354,000	
			県繰入金	54,101,000	54,034,000	△ 67,000	
		計		1,799,000	1,630,000		△ 169,000
計		10,371,794,000	9,996,281,641		△ 375,512,359		
4 財産収入	利子及び配当金	国民健康保険給付費等準備基金運用収入等	2,611,000	2,609,948		△ 1,052	
		国民健康保険出産費支払資金貸付基金預金利子	0	0		0	
計		2,611,000	2,609,948		△ 1,052		
5 繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金軽減分	550,004,000	550,003,650		△ 350	
		保険基盤安定繰入金保険者支援分	250,791,000	250,790,152		△ 848	
		職員給与等繰入金	256,125,000	251,587,369		△ 4,537,631	
		助産費等繰入金	35,280,000	30,025,773		△ 5,254,227	
		財政安定化支援事業繰入金	255,632,000	255,632,000		0	
		療給等国庫負担減額分繰入金	91,849,000	91,849,000		0	
	小計	1,439,681,000	1,429,887,944		△ 9,793,056		
基金繰入金	国民健康保険給付費等準備基金繰入金	0	0		0		
計		1,439,681,000	1,429,887,944		△ 9,793,056	財源調整額	
6 繰越金		615,591,000	615,591,657		657		
7 諸収入		100,911,000	86,318,905		△ 14,592,095		
8 国庫支出金	国庫補助金	災害臨時特例補助金	0	1,745,000		1,745,000	
		計	0	1,745,000		1,745,000	
歳入合計		14,584,802,000	14,249,829,316		△ 334,972,684		

	前年度末	当年度積立金	計	取崩額
国保保険給付費等準備基金残高(千円)	378,022,000	386,723,948	764,745,948	0

		出					
		現計	予算	決算	差引額	備考	
1 総務費	総務管理費	一般管理費	247,497,000	243,174,063		△ 4,322,937	
		一般管理費(国民健康保険出産費支払資金貸付基金預金利子繰出金)	0	0		0	
		計	247,497,000	243,174,063		△ 4,322,937	
	徴税費	徴税費	9,956,000	9,241,736		△ 714,264	
		運営協議会費	373,000	167,502		△ 205,498	
		計	257,826,000	252,583,301		△ 5,242,699	
	2 保険給付費	一般療養諸費	一般療養給付費	8,492,976,000	8,048,581,430		△ 444,394,570
			一般療養費	81,067,000	77,341,715		△ 3,725,285
			小計	8,574,043,000	8,125,923,145		△ 448,119,855
		退職療養諸費	退職療養給付費	52,899,000	48,414,840		△ 4,484,160
			退職療養費	805,000	565,192		△ 239,808
			小計	53,704,000	48,980,032		△ 4,723,968
	審査支払手数料	19,595,000	19,594,522		△ 478		
	3 高額療養費	高額療養費	一般高額療養費	1,334,566,000	1,311,359,342		△ 23,206,658
			退職高額療養費	16,517,000	11,558,015		△ 4,958,985
一般高額介護合算療養費			1,316,000	917,600		△ 398,400	
退職高額介護合算療養費			1,000	0		△ 1,000	
小計		1,352,400,000	1,323,834,957		△ 28,565,043		
その他の給付		出産育児一時金	52,920,000	45,038,660		△ 7,881,340	
4 給付費	その他の給付	支払手数料	31,000	22,260		△ 8,740	
		葬祭費	5,850,000	5,730,000		△ 120,000	
		小計	58,801,000	50,790,920		△ 8,010,080	
	移送費	一般被保険者移送費	0	0		0	
		退職被保険者移送費	0	0		0	
		小計	0	0		0	
計		10,058,543,000	9,569,123,576		△ 489,419,424		
3 国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	2,361,213,000	2,361,212,842		△ 158		
	退職被保険者等医療給付費分	7,208,000	7,207,358		△ 642		
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	678,824,000	678,823,311		△ 689		
	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	2,546,000	2,545,436		△ 564		
	介護納付金分	231,534,000	231,533,877		△ 123		
計		3,281,325,000	3,281,322,824		△ 2,176		
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	112,050,000	85,538,171		△ 26,511,829		
	はり・きゅう施術費	2,893,000	2,835,900		△ 57,100		
	ヘルスアップ事業費	8,773,000	5,191,089		△ 3,581,911		
	計	123,716,000	93,565,160		△ 30,150,840		
5 基金積立金	国民健康保険給付費等準備基金積立金	609,804,000	384,114,000		△ 225,690,000		
	国民健康保険給付費等準備基金預金利子積立金	269,000	268,170		△ 830		
	国民健康保険給付費等準備基金運用収入積立金	2,342,000	2,341,778		△ 222		
計		612,415,000	386,723,948		△ 225,691,052		
6 諸支出金	保険税還付金 一般分	18,589,000	16,146,133		△ 2,442,867		
	保険税還付金 退職分	39,000	38,060		△ 940		
	療養給付費等国庫負担金返還金	210,052,000	210,051,453		△ 547		
	特定健康診査負担金返還金	2,020,000	2,020,000		0		
	退職者医療療養給付費等交付金返還金	6,950,000	6,949,377		△ 623		
	特定健康診査県負担金返還金	1,998,000	1,998,000		0		
	指定公費負担医療費負担金返還金	15,000	14,532		△ 468		
	高額医療費共同事業国庫負担金返還金	10,442,000	10,441,163		△ 837		
	計	250,105,000	247,658,718		△ 2,446,282		
	7 予備費		872,000	0		△ 872,000	
歳出合計		14,584,802,000	13,830,977,527		△ 753,824,473		

歳入	歳出	調整額
0	418,851,789	△ 418,851,789
609,804,000	0	0

国民健康保険税率改定に関する試算資料 (令和2年度：令和3年度)  
【本算定後】

資料 3

(単位：千円)

		現行税率	標準保険料率 (市算定方式)	備考
過去2年間の決算見込み(決算剰余金)計		154,627	154,627	①
令和2年度	歳出	13,498,399	13,498,399	基金積立金及び返還金を除く。
	国民健康保険事業費納付金	3,479,644	3,479,644	令和2年度分本算定
	保健事業費ほか	543,602	543,602	
	保険給付費	9,475,153	9,475,153	一般療養諸費、退職療養諸費、高額療養費、移送費
	歳入	13,458,160	13,654,280	繰越金は除く。
	国民健康保険税	2,069,765	2,265,885	
	公費等	1,939,358	1,939,358	
	保険給付費等交付金 (普通交付金)	9,449,037	9,449,037	
	収支(歳入-歳出)	△ 40,239	155,881	
	決算見込額(決算剰余金)	△ 40,239	155,881	②
令和3年度	歳出	13,460,548	13,460,548	基金積立金及び返還金を除く。
	国民健康保険事業費納付金	3,567,813	3,567,813	
	保健事業費ほか	543,602	543,602	
	保険給付費	9,349,133	9,349,133	一般療養諸費、退職療養諸費、高額療養費、移送費
	歳入	13,307,754	13,499,088	繰越金は除く。
	国民健康保険税	2,019,263	2,210,597	被保険者数2.44%減で試算
	公費等	1,939,358	1,939,358	
	保険給付費等交付金 (普通交付金)	9,349,133	9,349,133	
	収支(歳出-歳入)	△ 152,794	38,540	
	決算見込額(決算剰余金)	△ 152,794	38,540	③
2年間の決算見込み(決算剰余金)計		△ 193,033	194,421	②+③
過去2年間の決算見込み(決算剰余金)を加味		△ 38,406	349,048	①+②+③

令和 年 月 日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 土 居 幸 則

答 申 書

令和元年7月31日付、元飯環医第686号で諮問のあった飯塚市国民健康保険税率の改正に関する事について、下記のとおり答申します。

記

1 審議の結果

国民健康保険税率については、次のとおり取り扱うことが適当であると判断します。

(1) 国民健康保険税率について

国民健康保険税の算定（賦課）方式については、現行の「3方式(所得割・均等割・平等割)」を維持することとし、国民健康保険税率については、特別な事情がない限り、2年間は現行のまま据え置くこととする。

なお、特別な事情が認められた場合については、県が算定する標準保険料率（3方式）を参考に、国民健康保険事業費納付金の納付や国民健康保険事業の運営に支障のない税率を改めて検討することとし、その際は、被保険者の急激な負担増を招くことのないよう十分配慮すること。

(2) 国民健康保険税率を据え置く期間等について

前述の、「現行の国民健康保険税率を据え置く期間」とは、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とする。

また、「現行の国民健康保険税率」とは、令和元年度の飯塚市国民健康保険税率とする。

2 審議の経過

本協議会は令和元年7月31日を初回とし、全3回の会議を開催し、慎重に審議しました。その概要は次のとおりです。

## (1) 協議会の開催状況

回	開催月日	開催場所	審議の内容
1	7月31日	立岩 交流センター	(1)会長の選出等について (2)平成30年度国民健康保険特別会計決算見込みについて (3)令和元年度国民健康保険特別会計当初予算について (4)平成30年度特定健康診査等の実績見込み等について (5)今年度のスケジュールについて
2	11月28日	飯塚市役所	(1)国民健康保険税の改正について (2)飯塚市国民健康保険の運営状況(平成30年度及び令和元年度)ならびに運営見通し(2年度及び3年度)について (3)今後のスケジュールについて
3	1月31日	飯塚市役所	(1)令和元年度国民健康保険特別会計決算見込について (2)国民健康保険税の改正について (3)令和元年度特定健康診査等の実績見込について

## (2) 答申にあたっての付帯意見

### ① 平成30年度及び令和元年度の運営状況について

前回の飯塚市国民健康保険税の税率改正は平成30年度に行われていますが、このことについては、改正年度の前年度となる平成29年度に飯塚市長から当協議会へ諮問を受け、平成29年12月22日付けで答申を行っています。

その際、当協議会では、答申の中に「国民健康保険税率は、特別な事情がない限り、2年間は据え置くことを基本とすること。」との付帯事項を付しており、結果、飯塚市国民健康保険税の税率は、平成30年度の改正以後2年目を迎える令和元年度まで据え置かれています。

そこで、前回の飯塚市国民健康保険税の税率改正以後となる、平成30年度から令和元年度までの2年間を通じた飯塚市国民健康保険事業の運営状況について確認を行いました。

平成30年度の飯塚市国民健康保険特別会計における単年度の収支決算については3億2,502万円の黒字となっており、令和元年度における単年度の収支決算は1億7,039万3千円の赤字が見込まれ、2年間を通じた本特別会計の収支は1億5,462万7千円の黒字の見込みとなっています。

なお、平成29年度の当協議会において報告された平成30年度及び令和元年度の飯塚市国民健康保険特別会計の収支の見込は、2年間で1,705万円の黒字となっており、黒字額は平成29年度当時の見込額を1億3,757万7千円上回る事となっています。

平成30年度から令和元年度までの2年間を通じた収支見込額の差異については、国民健康保険事業の財政運営上の責任主体となる都道府県により決定される国民健康保険事業費納付金が、平成29年度当時の見込みほど大きな伸びを見



せなかったこと、また、国民健康保険税の収納率が平成 29 年度当時の見込みを上回り、保険税収入が多かったことが主な要因です。

平成 30 年度の決算時における国民健康保険 保険給付費等準備基金の残高については、7 億 6,474 万 5 千円となっています。

## ②飯塚市国民健康保険税の税率改正に係る基本的な考え方について

平成 30 年度の税率改正の際に飯塚市では算定方式を「4 方式(所得割・資産割・均等割・平等割)」から「3 方式(所得割・均等割・平等割)」に変更したことにより、「資産割」を廃止しています。

この「資産割」については、「既に固定資産税が課されていることからすれば、二重の負担である」との指摘や福岡県から提示される市町村標準保険料率が、既に「3 方式」を採用していることから、平成 29 年度の本協議会において「資産割」を廃止することが適当であると判断したことによるものです。

この廃止となった経緯を鑑みれば、飯塚市国民健康保険税の算定方式については、引き続き「3 方式」とすることが望ましいと判断します。

また、国民健康保険事業の財政運営上の責任主体となる都道府県は、都道府県全体の保険給付費や国費、県費等の公費等を見込んだうえで、毎年、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額や市町村標準保険料率を算定し、通知することとなっています。

県から提示される国民健康保険事業費納付金ならびに市町村標準保険料率に基づき、市が毎年国民健康保険税の税率を改正することとなれば、市民生活(保険加入者)へ与える不安や影響は大きく、国民健康保険税が保険加入者世帯の生計費に占める割合が決して低くはない現状下においては、理解が得られにくいものと思慮します。

よって、国民健康保険税は、特別な事情がない限り改正以後の 2 年間は税率を据え置くことが適当と判断します。

## ③令和 2 年度国民健康保険事業費納付金等の確定通知に基づく飯塚市国民健康保険事業の運営の見通しならびに令和 2 年度以降の税率改正について

令和 2 年 1 月 9 日付で福岡県から令和 2 年度国民健康保険事業費納付金本算定額(退職被保険者等分は除く。)が通知されましたが、令和元年度の納付金との比較については、以下の比較表①のとおりとなっています。

併せて福岡県から通知のあった市町村標準保険料率と現行の国民健康保険税率との比較については、以下の比較表②のとおりとなっています。

国民健康保険事業費納付金については、平成 30 年度から開始となった県単位での広域運営化に伴い、急激に納付金の増額を強いられることとなる保険者(市町村)の負担軽減を目的とした激変緩和策が講じられていますが、令和 6 年度の収束へ向け段階的に緩和対象範囲が縮小されることとなっており、今後も変動が

予想されます。

そこで、本協議会においては、この令和2年度国民健康保険事業費納付金の本算定額に基づき、令和2年度の事業運営の見通しを立てるとともに、令和3年度の国民健康保険事業費納付金を推計し、令和3年度の事業運営の見通しを立て、その試算に基づく運営資金の過不足をもとに税率改正の可否を精査することとしました。

なお、精査にあたって、各年度の保険税収入については、現行の税率にて試算を行っています。

試算を行ったところ、令和2年度の本市の国民健康保険特別会計においては、単年度収支で4,023万9千円の赤字が見込まれ、同3年度の特別会計においても1億5,279万4千円の赤字となる見込となりました。

しかしながら、令和元年度を含む過去2年間を通じた本特別会計の収支は1億5,462万7千円の黒字(決算剰余金)の見込みとなっており、実質的な財源の不足額は、決算剰余金と上述の財源不足額の合計1億9,303万3千円との差額3,840万6千円となり、この財源不足額については、国民健康保険 保険給付費等準備基金から補てんすることで保険事業の運営は充分保持することが可能となります。

本来、特別会計の収支上、財源の不足が生じる際には、保険税収入等による歳入の増額を図り、財源の不足を補うことで歳入、歳出の均衡を保つ必要がありますが、その検討の際には保険加入者への負担増を最小限に留めることも併せて検討する必要があります。

このことを踏まえ、当協議会では検討を重ね、令和2年度及び3年度における本市の国民健康保険事業の運営資金の不足については、国民健康保険 保険給付費等準備基金の一部を取り崩し、財源を補うことで歳入、歳出の均衡を図り、この間の税率の改正については行わないこととする旨の結論に至りました。

#### ④ 財政健全化に向けた取組について

しかしながら、全国的にみても、国民健康保険事業の運営においては、保険加入者の減少に伴う保険税収入の減少や保険加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加など今後の国民健康保険事業の財政基盤を不安定化させる要素が山積しています。

保健事業の運営には、厳しい環境下ではありますが、保険税の口座振替の推進や徴収事務を励行することで、一層収納率の向上に努め、医療費の適正化対策においては、ジェネリック医薬品の普及啓発や第三者行為求償事案の申告の普及はもとより、特定健康診査・特定保健指導をはじめ糖尿病性腎症等の重症化予防対策など将来的な医療費抑制策につなげる事業にも積極的に取り組み、今後も飯塚市国民健康保険事業の健全な運営に尽力していただくよう強く要望します。

比較表①

国民健康保険事業費納付金の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
納付金計(千円) (退職分を含む)	3, 281, 323	3, 463, 159	3, 479, 644	3, 567, 813

※令和 2 年度の退職分については、仮算定時の額を計上。

※令和 3 年度については、推計。

比較表②

現行の飯塚市国民健康保険税率と市町村標準保険料率との比較

	所得割率 (%) ※ () は本市の現行税率	均等割額 (円) ※ () は本市の現行額	平等割額 (円) ※ () は本市の現行額
医 療 分	7.87 (6.80)	25, 155 (21, 000)	27, 181 (23, 000)
後期支援金分	2.73 (2.80)	8, 174 (8, 100)	8, 754 (8, 800)
介護納付金分	2.52 (2.60)	9, 604 (9, 100)	7, 020 (6, 700)

3 飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員

会 長	土 居 幸 則
副会長	渡 辺 康 臣
委 員	中 村 敏 勝
委 員	城 石 恒 紀
委 員	上 田 明 子
委 員	小 松 健 一
委 員	松 浦 尚 志
委 員	西 園 久 徳
委 員	田 中 敏 治
委 員	高 山 幸 蔵
委 員	金 子 加 代
委 員	吉 野 美智子
委 員	藤 田 俊 之

## 令和元年度 特定健康診査等の実績について（速報）

## 1 事業計画と実績との比較

項目	事業計画	実績見込(※)	差引
特定健診対象者数	18,966 人	18,892 人	△74 人
受診者数	11,379 人	6,600 人	△4,779 人
受診率	60.0%	34.9%	△25.1%
保健指導対象者数	1,456 人	809 人	△647 人
出現率	12.8%	12.3%	△0.5%
実施者(終了者)数	1,019 人	125 人	△894 人
実施期間	5月から2月まで (10か月間)	5月から2月まで (10か月間)	なし
集団健診実施回数	52 回	52 回	なし
個別健診実施医療機関	96 医療機関	97 医療機関	1 医療機関
受診料	500 円 (非課税世帯証明書提出者 及び前年度受診者は無料)	500 円 (非課税世帯証明書提出者 及び前年度受診者は無料)	

※令和2年1月22日現在 ⇒ 令和元年度分確定：令和2年9月末予定

## 2 実施状況

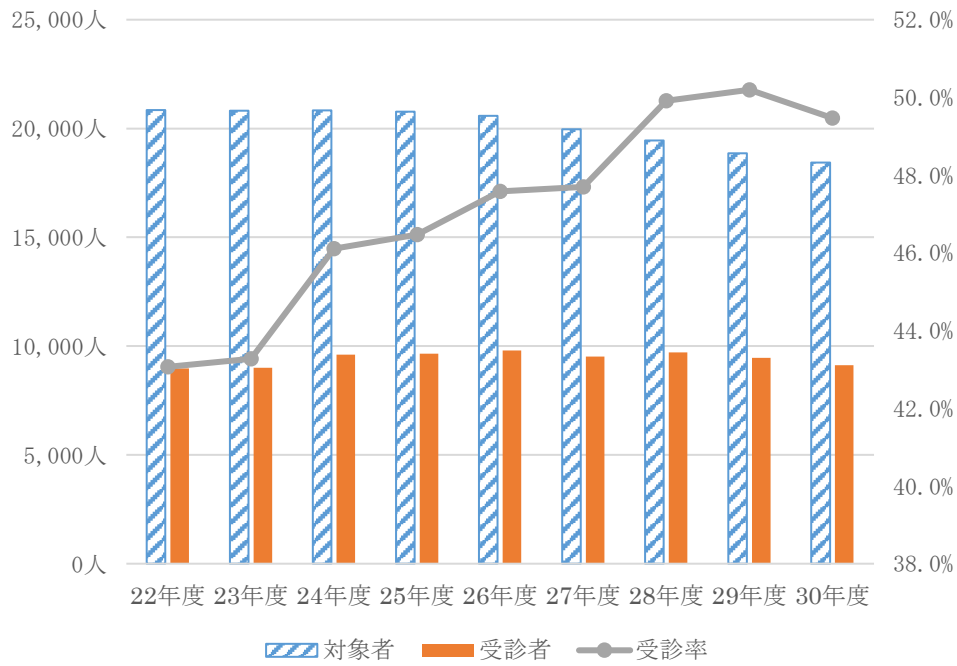
## (1) 令和元年度特定健康診査対象者数、受診者数及び受診率

性別	対象者	受診者	受診率	構成比
男性	9,029 人	2,795 人	31.0%	42.3%
女性	9,863 人	3,805 人	38.6%	57.7%
合計	18,892 人	6,600 人	34.9%	100.0%

【参考】平成30年度健診受診率 49.5%（県内60市町村中4位、29市中1位）

## (2) 受診者・受診率の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
対象者	20,847人	20,812人	20,824人	20,779人	20,582人	19,957人	19,444人	18,854人	18,432人
受診者	8,978人	9,006人	9,602人	9,655人	9,793人	9,518人	9,705人	9,464人	9,118人
受診率	43.1%	43.3%	46.1%	46.5%	47.6%	47.7%	49.9%	50.2%	49.5%



### (3) 特定保健指導の状況

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
対象者	1,324人	1,236人	1,270人	1,207人	1,227人	1,173人	1,305人	1,323人	1,215人
出現率	14.7%	12.9%	13.2%	12.3%	12.9%	12.1%	13.8%	14.0%	13.3%
実績評価者数	730人	751人	837人	863人	1,025人	982人	1,094人	1,114人	978人
終了率	55.1%	60.8%	65.9%	71.5%	83.5%	83.7%	83.8%	84.2%	80.5%

【参考】平成30年度保健指導終了率 80.5% (県内60市町村中9位、29市中2位)

